

第2条

9 登録証を有している者（第2号に掲げる場合にあつては、相続人、消滅した法人を代表する役員であつた者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる場合は、その日（登録を受けた者が死亡した場合にあつては、その事実を知った日）から起算して30日を経過する日までの間に、登録証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

一 登録を取り消されたとき。

二 法第16条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第6項の規定により登録証の再交付を受けた後において、亡失した登録証を発見し、又は回復したとき。